

専決処分の不承認に伴う措置について

令和 6 年 9 月 3 日

川上村長 泉谷隆夫

令和 6 年第 5 回川上村議会臨時会における、議案第 39 号「専決処分の承認を求めることについて（川上村長の退職手当の特例に関する条例の制定について）」が不承認となったことについて、地方自治法第 179 条第 4 項の「必要と認める措置」として、村民の皆様に対する説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について説明させていただきます。なお、専決処分が不承認となった場合でもその処分の効力に影響はありません

1 川上村長の退職手当の特例に関する条例について

令和 6 年 7 月 25 日から令和 10 年 7 月 24 日までの間における村長の退職手当の算定における給料月額、川上村の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年 3 月 11 日条例第 2 号）別表の規定にかかわらず、「660,000 円」を「0 円」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

2 川上村長の退職手当の特例に関する条例を制定する理由について

選挙公約の 1 つである「村長の退職金を 100%カット」を実行するものです。

3 専決処分を行った経緯について

通常、川上村長の退職手当については、毎月奈良県市町村総合事務組合に対し、負担金を支出していますが、就任日である 7 月 25 日に川上村長の退職手当の特例に関する条例を施行した場合は、任期中に負担金を支出する必要がなくなります。

一方で、川上村長の就任日に議会を開催することは困難であると判断し、7 月 25 日付けで地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いました。

4 専決処分後の議会報告について

専決処分については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、「普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされていることから、令和 6 年第 5 回川上村議会臨時会において報告し、当該専決処分の承認を求めましたが、不承認となりました。

5 村議会の審議について

議案第 39 号「専決処分の承認を求めることについて（川上村長の退職手当の特例に関する条例）」の採決結果

賛成（承認） 1 名

反対（不承認） 6 名

【主な反対（不承認）理由】

- ・専決については地方自治法第 179 条においてその条件が謳われているが、今回の専決においては、いずれの条件に該当するのかが不明確である。
- ・条例の制定、改廃は非常に重要な案件であり、議会での議決が原則であるため、議会に上程すべきと考えられる。
- ・条例を制定するまでのプロセスの中でも、他の方法を考えることができたと思われる。そのためこの度の専決は議회를軽視していると受け取れる。
- ・村長選挙の際の公約で掲げている事も理解しているが、退手組合への負担金が発生するとしても権限を私物化していると解釈されかねない。
- ・今後、他の専決事項があったとしても、今回の件と同じことが起きる可能性があるのではと疑念される。

6 改善に向けた取組みについて

今回の専決処分の不承認につきましては、その経緯等について事前に議会への説明が不足していたことが要因であると認識しています。

また、専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合等において、住民サービスの停滞を防ぐ等の行政執行上の観点から、やむを得ない場合限定して、補充的に用いられるべきものであると認識しています。

今後は、事前の説明を含め、議会との協議を密にし、適切な議案提出に努めてまいります。

7 今後の村政の運営について

今回の提案議案の不承認について、提案者である村長としてこの結果を重く受け止めると同時に、村民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後、このような事態が起こらないよう適性な事務執行に努めてまいる所存ですので、引き続き村政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【用語解説と条文の抜粋】

◎専決処分

本来議会において議決、決定する事件について、特定の場合に地方公共団体の長が議会に代わって当該事件を処分すること。

◎臨時会

地方公共団体の議会の会議の種類のひとつ。臨時会は必要がある場合において、特定の事件に限って招集する。

◎地方自治法第 179 条

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

(2) 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

(3) 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(4) 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。